

ご登録にあたって

岩沼市においては「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」の趣旨を踏まえ、競争性、透明性及び工事の品質の確保ができるときは、地元中小企業者への優先発注及び契約機会の拡大を推進しています。

岩沼市の方針をご承知置きいただいた上で、登録の手続きをお願いします。

1 工事等に関して

(1) 岩沼市制限付き一般競争入札公告の事業所の所在地に関する条件別件数

（現在、原則1000万円以上の工事は、制限付き一般競争入札としています。）

◎令和元年度（27件）

岩沼市内		宮城県内		宮城県外
営業所のうち本店	営業所	営業所のうち本店	営業所	営業所
0件	12件	9件	6件	0件

◎令和2年度（45件）

岩沼市内		宮城県内		宮城県外
営業所のうち本店	営業所	営業所のうち本店	営業所	営業所
1件	16件	18件	10件	0件

◎令和3年度（33件）

岩沼市内		宮城県内		宮城県外
営業所のうち本店	営業所	営業所のうち本店	営業所	営業所
1件	14件	10件	8件	0件

◎令和4年度（27件）

岩沼市内		宮城県内		宮城県外
営業所のうち本店	営業所	営業所のうち本店	営業所	営業所
5件	12件	3件	7件	0件

※ 営業所とは建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものをいいます。

(2) 入札結果の公表について

工事及び工事に関する業務については、制限付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約のすべての入札結果を岩沼市ホームページで公表しておりますので、入札結果の状況をご確認いただいた上で登録手続きをしていただくようお願いします。

2 物品等について

令和5年4月3日以降に総務課契約係にて執行した案件については、入札結果等の公表を随時行います。なお、発注金額の多寡に関わらず一般的な物品調達や役務等については、地元中小企業者に発注することを原則としております。